

様式 1

事業報告書

(自 平成令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 前田小児科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
- 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市城見町22番11号

(3) 設立認可年月日 平成 8年 9月 19日

(4) 設立登記年月日 平成 8年 10月 1日

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診 療 所	医療法人 前田小児科	長崎県諫早市城見町22番11号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備 考
諫早市病児・病後児保育事業 【諫早市から委託を受けて管理】	長崎県諫早市城見町22番11号	

(3) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

- 令和4年8月23日 決算報告承認・役員改選3名
- 令和5年2月26日 理事改選1名

様式3-4

法人名 医療法人 前田小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市城見町22番11号

貸借対照表

(令和5年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	267,816	I 流動負債	17,246
II 固定資産	57,100	II 固定負債	0
1 有形固定資産	54,859	負債合計	17,246
2 無形固定資産	1,827	純資産の部	
3 その他の資産	414	科目	金額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	297,670
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	307,670
資産合計	324,916	負債・純資産合計	324,916

様式4-2

法人名 医療法人 前田小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市城見町22番11号

損 益 計 算 書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	182,070
2 事業費用	129,342
本来業務事業利益	52,728
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	14,771
2 事業費用	26,510
附帯業務事業損失	11,739
事業利益	40,989
II 事業外収益	3,166
III 事業外費用	0
經常利益	44,155
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	44,155
法人税等	7,593
当期純利益	36,562

様式 2

法人名 医療法人 前田小児科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市城見町22番11号

財 産 目 録

(令和5年6月30日現在)

1. 資 産 額	324,916 千円
2. 負 債 額	17,246 千円
3. 純 資 産 額	307,670 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	267,816
B 固 定 資 産	57,100
C 資 産 合 計 (A+B)	324,916
D 負 債 合 計	17,246
E 純 資 産 (C-D)	307,670

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 5

監事監査報告書

医療法人 前田小児科
理事長 前田秀典 殿

私は、医療法人前田小児科の令和5年会計年度(令和 4年 7月 1日から令和 5年 6月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書ならびに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄付行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄付行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄付行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和5年8月23日

医療法人 前田小児科
監事 藤野理恵